

北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 北九州市サーキュラーエコノミー基盤形成促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいと認められる設備の導入やその前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究（F S調査）に要する経費の一部を補助することにより、サーキュラーエコノミー推進のための基盤形成を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、必要かつ適当と認める者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 市内で補助対象となる設備を導入し、その設備を用いて事業を行おうとするものであること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 事業を安定かつ継続して実施できる見込みがあること。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定めるところによるほか、次に掲げる要件すべてを備えるものとする。

- (1) 産業廃棄物の再生利用や減量に寄与する効果が大きいものであること。
- (2) 目的を同じにする北九州市及び北九州市から出資を受けている団体が実施する事業の補助制度の対象でないこと。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助対象経費の内容、補助率及び補助金の上限額は、別表2のとおりとする。

(計画書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書及び市長が必要と認める書類を別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の内示)

第7条 市長は、前条の規定に基づく事業計画書が提出されたときは、当該計画書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金額の内示を行うものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金額の内示をすることができる。
- 3 市長は、第1項及び第2項の内示をするに当たっては、別に定める審査委員会の意見を聴くものとする。
- 4 審査委員会は、必要に応じて事業計画書に係る調査を行い、当該計画書を提出した者に説明を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第8条 第7条の規定による補助金の交付の内示を受けた事業者は、補助金交付申請書に市長が定める書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ変更承認申請書または

中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分または内容を変更するとき

ア 補助事業の内容を著しく変更する場合

イ 各区分における補助事業に要する経費又は補助金を20%を超えて変更する場合

ウ 補助金申請額の合計を変更する場合（20%以内の減額を除く）

(2) 補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の変更等の承認に当たっては必要に応じて条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その完了した日から20日以内に補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条に基づく承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日を超えない範囲で定めるものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は市長が特に必要と認めた場合に限り概算払できるものとする。

2 前項の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる

場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助事業の遂行ができない場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第2項の補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、報告書により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の消費税等仕入控除税額の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、交付規則第22条の5の規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 交付規則第22条第1項ただし書の規定に基づき市長が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、取得財産等の処分が次の各号に該当する処分であるときは、

財産処分報告書により市長に報告するものとし、当該報告書が所定の要件を具備していると認められるときは、当該報告書の提出をもって市長の承認があったものとみなす。

(1) 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄

(2) 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、取得財産等の処分が次の各号に該当する処分であるときは、納付を要しない。

(1) 災害又は火災により使用できなくなった施設の取壊し又は廃棄

(2) 立地上又は構造上危険な状態にある施設の取壊し又は廃棄

(3) 補助事業者の責めに帰さない事情によりやむを得ず行う取壊し又は廃棄（相当の補償を得ている場合を除く。）

5 前項に規定する取得財産等の処分に係る納付額は、別に定める場合を除き、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額とする。この場合において、適正な対価でなされる有償による処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の処分により発生する収益のうちの補助金相当額とする。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(経過報告)

第21条 市長は、必要に応じて、補助事業者に事業経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

(諸様式)

第22条 この要綱に関する様式は、別表3に定めるとおりとする。ただし、別表3に定める様式によりがたい特別の理由があるときは、当該様式を適宜補正することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

別表1（第4条関係）

事業の区分	補助対象事業
設備導入事業	<p>次の要件をすべて満たす設備導入事業</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）産業廃棄物の再生利用や減量につながる設備を導入し、活用するものであること （2）設備の導入完了後、速やかに事業化できるものであること
調査研究事業 （F S 調査）	<p>次の要件をすべて満たす調査・研究事業（大学又は研究機関等との連携により行う場合も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）産業廃棄物の再生利用や減量につながる設備導入等の前段階としての技術的検討及び市場・経済性等の調査研究であること （2）調査研究終了後、速やかに設備導入の検討ができるものであること

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費の区分		補助対象経費の内容	補助率	補助金の上限
設備導入事業	構築物費	構築物（補助対象事業を実施するのに必要不可欠な設備および当該設備の一部となる、または当該設備と一体で使用することが不可欠な構築物に限る。以下同じ）の建造、改良、購入に要する経費	1 / 2 以内	補助金額 1,000 万円を上限
	機械装置費	機械装置の購入、据付、改良に要する経費		
	工具器具費	工具器具の購入、据付、改良に要する経費		
	付帯工事費	構築物の設置等に付帯して必要な最小限の工事に要する経費		
	その他経費	構築物の設置等に直接必要な調査、試験、設計等に要する必要最小限の経費のうち、特に市長が必要と認めるもの		
調査研究事業 (F S 調査)		謝金、旅費、原材料費、外注加工費、機械装置等費、共同研究費、分析等費、その他市長が必要かつ適当と認める経費	2 / 3 以内	補助金額 200 万円を上限

別表 3 (第 2 2 条関係)

書式名	様式	条文
事業計画書	様式第 1 号	第 6 条
補助金交付申請書	様式第 2 号	第 8 条
補助金交付決定通知書	様式第 3 号	第 9 条
変更承認申請書	様式第 4 号	第 11 条
中止(廃止)承認申請書	様式第 5 号	第 11 条
事故報告書	様式第 6 号	第 12 条
補助事業実績報告書	様式第 7 号	第 13 条
補助金確定通知書	様式第 8 号	第 14 条
精算(概算)払請求書	様式第 9 号	第 15 条
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書	様式第 10 号	第 17 条
取得財産等管理台帳	様式第 11 号	第 18 条
財産処分承認申請書	様式第 12 号	第 19 条
財産処分報告書	様式第 13 号	第 19 条
事業経過報告書	様式第 14 号	第 21 条